○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七五六〇の三、七五八一の一、七六三五の四、七六四五の二二から七六四五の二五まで、七六四五の二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六四五の一三・七六四五の一五・七六四五の一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七六四五の一二、七六七四、七六七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七〇一五の一（次の図に示す部分に限る。）、六九九七の一、七〇一五の四、七〇一五の五、七〇一五の六一、七〇一五の七六、七〇一七の二、七〇一八の一、七〇一九の一、七〇一九の二、七六二八の三三、七六二八の三七、七六二八の三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草八〇一二の一三、八〇一二の一四、八〇一二の一八、八〇一三、八〇一四、八〇四〇の一四から八〇四〇の一七まで、八〇四九の八、八〇四九の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七五八一の七（次の図に示す部分に限る。）、七〇七五の一一、七〇七五の一二、七〇七六の二、七〇七九、七〇八一、七〇八二の一、七〇八二の二、七〇八六の一、七五六五の二、七五六五の四、七五六五の五、七五八一の九、七五八一の一〇、七五八一の一二、七五八一の一三、七五八一の一六、七六四五の三六、七六四五の三八、七六四五の三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷字浦見田七四九・七五七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字穴井迫字ヲイクチ一一八三から一一八七まで、一一八九、大字渡瀬字ツルサキ一、二、三五、三六、三九から四一まで、四二の二、四三から五〇まで、六二の三、七六、八二から八四まで、八八、八九